

美浜町避難行動要支援者登録制度等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に的確かつ迅速な安否確認及び避難誘導を行うためには、平常時からの所在把握が必要不可欠であることに照らして、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の個人のプライバシーに十分配慮しつつ、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度等を整備することにより、要支援者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(要支援者)

第2条 この要綱において「要支援者」とは、次に掲げる者のうち、美浜町内に住所をおき現に居住し、災害時における地域での支援（以下「支援」という。）を希望し、かつ支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者に開示することに同意（以下「同意」という。）した者をいう。

- (1) 施設入所していない身体障がい者
- (2) 施設入所していない知的、精神障がい者
- (3) 施設入所していない要介護者
- (4) 1人暮らしで70歳以上の者
- (5) 75歳以上のみの世帯
- (6) 妊産婦及び乳児
- (7) 美浜町認知症迷い人SOS情報ネットワーク支援対象者として登録した者
- (8) 半田保健所から情報提供された難病患者
- (9) その他前各号と同等とみなされる者

(要支援者の登録)

第3条 町長は、各行政区、福祉関係者及び公共福祉関係機関の協力を得て、要支援者の把握及び登録に必要な業務を行うことができる。

- 2 町長は、美浜町要配慮者名簿作成要綱に基づく要配慮者に対し、避難行動要支援者登録申請書兼登録台帳（別記様式第1。以下「登録台帳」という。）の申請の意思を郵送や戸別訪問など直接的に働きかけ、同意について確認し、それ以外の要支援者については、本制度について定期的に広報・周知し、自己申請のあった者を登録する。

(要支援者名簿の整備等)

第4条 町長は、前条の規定により登録された者を行政区単位の名簿（別記様式第2。以下「要支援者名簿」という。）として整備する。

- 2 町長は、毎年7月1日をもって要支援者名簿を更新する。
- 3 町長は、前条第2項の規定により提出された登録台帳及び要支援者名簿を保管し、その写しを作成のうえ、それを当該登録台帳に記載された行政区及び必要に応じてそれ以外の避難支援等関係者に提供する。

(避難支援等関係者による支援)

第5条 この要綱において「避難支援等関係者」とは、町、行政区、自主防災会、消防

団、知多南部消防組合、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員をいう。

- 2 避難支援等関係者は、要支援者に対し、登録台帳及び要支援者名簿を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

なお、第2号に掲げる平時における支援方法は、原則として要支援者宅に隣接する行政区の世帯が協力できる範囲で行うものとし、行政区が決定する。

(1) 災害時における安否確認、救出活動、避難誘導その他これらに準ずる行為

(2) 前号の活動を容易にするために平時において行う見守り、声掛け、相談その他これらに準ずる行為

(避難支援等関係者の義務)

第6条 避難支援等関係者は、前条第2項に掲げる支援以外の目的で登録台帳及び要支援者名簿を使用してはならない。

- 2 避難支援等関係者の構成員は、登録台帳及び要支援者名簿に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割を離れた後も同様とする。

- 3 避難支援等関係者は、登録台帳及び要支援者名簿を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

- 4 避難支援等関係者は、登録台帳及び要支援者名簿を紛失した時は、速やかに、町長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第7条 要支援者又は避難支援等関係者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、町長に報告するものとする。

- 2 町長は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを知ったときは、登録台帳にその旨を記載するとともに、必要に応じて避難支援等関係者に連絡する。

(制度の周知)

第8条 町長は、広報紙等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図る。

- 2 避難支援等関係者は、前項の周知に協力するように努める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月17日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、美浜町災害時要援護者登録制度実施要綱の規定によって既になされた手続き又は提出された書類は、美浜町避難行動要支援者登録制度実施要綱の規定によってなされた手続き又は提出された書類とみなす。
- 3 美浜町災害時要援護者登録制度実施要綱（平成22年12月1日施行）は、廃止する。